

2017年度愛媛県中予サッカーリーグカップ 大会要項

1 大会名称 2017年度中予サッカーリーグカップ

2 主催 一般社団法人愛媛県サッカー協会

3 主管 一般社団法人愛媛県サッカー協会中予サッカーリーグ

4 日程及び会場

以下のとおりである。なお、中予サッカーリーグの延期試合及び入替戦並びに愛媛県サッカーリーグチャレンジマッチ及び入替戦等の日程により、変更することがある。

- (1) 平成29年12月10日(日) 1回戦 砥部町グラウンド
- (2) " " 17日(日) 2回戦 帝人公園グラウンド
- (3) " " 24日(日) 2回戦 砥部町グラウンド
- (4) 平成30年1月21日(日) 準々決勝 砥部町グラウンド
- (5) " 2月4日(日) 準決勝 帝人公園グラウンド
- (6) " " 11日(日・祝) 3位決定戦・決勝 砥部町グラウンド

5 参加資格

- (1) 平成29年度に公益財団法人日本サッカー協会に加盟登録している第1種のチームであって、同年度に中予サッカーリーグに加盟しているものであること。
- (2) 本大会に出場できる選手は、上記(1)のチームに登録されている選手であること。
- (3) 有資格審判員を2名帯同できること。なお、そのうち1名は3級以上の有資格審判員でなければならず、かつ、選手、監督等が帯同審判員を兼ねる場合は、帯同審判員の責務を最優先とすること。
- (4) 大会運営(会場設営、後片付け等)に協力できるチームであること。なお、会場設営については中予リーグサッカーリーグ規約(以下「規約」という。)第6条第1項の規定を、後片付けについては同条第2項の規定を適用する。

6 競技の方法

- (1) 競技は、本要項に定めるものを除き、2016/2017年度公益財団法人日本サッカー協会制定の競技規則による。
- (2) 本大会は、ノックアウト方式により、第1位から第3位までを決定する。
- (3) 全ての試合において、試合時間は60分、インターバルは10分とする。なお、アディショナルタイムは、規約第10条第3項ただし書に掲げる場合を除き、取らない。
- (4) 勝敗が決定しない場合には、ペナルティキック戦により勝者を決定する。
- (5) 審判団及び当該チーム代表者による試合前ミーティングを当該試合開始1時間前に本部にて開催するので、チーム代表者は、ユニフォーム(フィールドプレー

ヤー及びゴールキーパーの正及び副) を持参すること。なお、当日の試合出場選手を記載した加盟登録票は、選手登録証とともに、試合開始30分前に本部に提出すること。

- (6) 試合の成立人数等については規約第7条第1項の規定を、交代選手の数については同条第4項の規定を適用する。
- (7) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に次戦の公式試合の出場停止とし、以後の処置については、中予サッカーリーグ規律委員会(規約第14条に規定する規律委員会をいう。以下同じ。)及び一般社団法人愛媛県サッカー協会規律フェアプレー委員会の裁定に従うものとする。
- (8) 本大会期間中、累積警告が2回となった選手は、自動的に本大会の次戦の公式試合の出場停止とする。
- (9) 8の組合せ抽選により決定された日程の変更は、4に規定する理由によるもの以外は、原則として認めない。
- (10) (9)の規定に反してチームが棄権した場合は、当該チームの不戦敗とする。この場合において、当該チームの棄権が規約第7条第6項ただし書の突発的な理由又は規約第13条第3項第2号の正当な理由によるものでないとき並びに当該試合の前週水曜日までに事務局及び対戦チームに対して棄権の申出がなかったときに限り、当該棄権したチームの処置については、中予サッカーリーグ規律委員会が裁定する。
- (11) 雨天等の理由でグラウンドの使用が不可となり当該日の試合が開催できない場合には、当該試合については代替日での開催は行わず、2017年度のリーグ戦の上位チームを勝者として扱うものとする。

7 ユニフォーム

規約第8条各項の規定を適用する。

8 組合せ抽選

平成29年10月18日(水) 代表者会議の際

9 表彰

- (1) 第1位から第3位までを表彰する。
- (2) 第1位のチームには優勝カップを授与し、次回本大会まで保持せしめる。

10 その他

- (1) 大会期間中の負傷及び事故の処置は、当該チームが負うものとし、主催者は一切の責任を負わない。
- (2) 本要項に違反すると認められるチームについては、中予サッカーリーグ規律委員会の決定事項に従うこと。
- (3) 試合結果の報告等については、次のとおり行うものとする。
 - ①当該試合の審判担当チーム(1回戦から準々決勝まで(マッチナンバー①から⑩まで)にあつては、当該試合の第4審を担当するチーム)が広報委員長及び規約委員長あて、直近の火曜日までに、主審が作成する審判報告書により試合結果を報告すること。

- ②報告書類（審判カード・メンバー表・選手交替票）は、速やかに、規約委員長あて送付すること。
- (4) その他本要項に定めのない事項については、規約に準ずる。